

2 国基準省令と県基準条例の対照表(養護老人ホーム)

関係省令	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和四十一年七月一日厚生省令第十九号)
------	--

福祉保健部長寿社会課

【養護老人ホーム】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
基本方針(第2条)	基本方針(第2条)
構造設備の一般原則(第3条)	構造設備の一般原則(第3条)
設備の専用(第4条)	設備の専用(第4条)
職員の資格要件(第5条)	職員の資格要件(第5条)
職員の専従(第6条)	職員の専従(第6条)
運営規程(第7条)	運営規程(第7条)
非常災害対策(第8条)	非常災害対策(第8条)
記録の整備(第9条)	記録の整備(第9条)
規模(第10条)	規模(第10条)
設備の基準(第11条)	設備の基準(第11条)
職員の配置の基準(第12条)	職員の配置の基準(第12条)
居室の定員(第13条)	居室の定員(第13条)
入退所(第14条)	入退所(第14条)
処遇計画(第15条)	処遇計画(第15条)
処遇の方針(第16条)	処遇の方針(第16条)
食事(第17条)	食事の提供(第17条)
生活相談等(第18条)	生活相談等(第18条)
居宅サービス等の利用(第19条)	居宅サービス等の利用(第19条)
健康管理(第20条)	健康管理(第20条)
施設長の責務(第21条)	施設長の責務(第21条)
生活相談員の責務(第22条)	生活相談員の責務(第22条)
勤務体制の確保等(第23条)	勤務体制の確保等(第23条)
衛生管理等(第24条)	衛生管理等(第24条)
協力病院等(第25条)	協力病院等(第25条)
秘密保持等(第26条)	秘密保持等(第26条)
苦情への対応(第27条)	苦情への対応(第27条)
地域との連携等(第28条)	地域との連携等(第28条)
事故発生の防止及び発生時の対応(第29条)	事故発生の防止及び発生時の対応(第29条)